

青木ヶ原樹海イメージアップポスター制作業務委託に関する質問に対する回答

令和3年2月19日

No.	質問日	項目	質問の内容	回答
1	2月19日	ポスター制作	・想定しているターゲット層はあるか。	・富士河口湖町や鳴沢村で発見される自殺者の多くが20歳代～50歳代ですので、この年代をターゲットとして捉えていただければと思います。
2	2月12日	ロゴマーク	・提出時にはロゴを落とし込んだもので提案したいので、事前にロゴマークをもらうことは可能か。	・画像データ（jpg）、イラストレータデータ(ai)を提供しますので、必要な場合は、障害福祉課までメールの上、電話連絡をお願いします。
3	2月17日	ロゴマーク	・上記により県から提供されたロゴマークのデータには、複数のカラーバリエーションがあるが、どの色を使用しても構わないか。	・構いません。
4	2月12日	関連事業	・ポスターの作成以外に、青木ヶ原樹海のイメージアップの為に何かキャンペーンなどを展開する予定はあるか。	・原生的な自然環境を持ち、緑豊かな山梨県でも屈指の自然観光資源である青木ヶ原を舞台に、令和3年4月からネイチャーガイドツアーやフォトコンテストを実施します。 ・イベントの詳細については、後日実施事業者が決まり次第、観光振興課のHPで公表します。（3月以降公表予定）
5	2月19日	関連事業	・県の管理下または県関連等で運用されてる（新規開設予定等含め）本件に関連したWEBサイト・WEBページ等はあるか。 ※本件に関連した補足案内等をWEBページで展開されるご予定も含め。	・現時点で予定しているものではありません。
6	2月17日	ポスター印刷	・ポスターの印刷について、紙の種類が「コート135kg」となっているが、コート紙以外でもよいか。	・コート紙135kgと同程度の厚みがあれば、コート紙以外でも可能です。

No.	質問日	項目	質問の内容	回答
7	2月19日	著作権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書の「4. 著作権の帰属等」に関し、「本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を山梨県に無償で譲渡する」と記述されているが、写真等を抜き取り別のものに使うといった、二次使用をすることはないという認識でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書第9条第1項により、著作権法第21条から第28条までに規定する権利を県に譲渡していただきますので、二次利用することはありません。</li> <li>・現時点で想定しています二次利用としては、完成したポスターを県主催のイベント（健やか樹海ウォークやNo.4の回答にあるネイチャーガイドツアーやフォトコンテスト）のチラシへの活用です。活用の際は、ポスターの一部を消して開催日等を記載するか、ポスターに開催日等を上書きするなどが考えられます。</li> </ul>
8	2月19日	著作権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定されているポスター掲示期間（使用期間）はどのくらいか。</li> <li>・また、掲示の想定エリア（○県または関東一円なのか）はどこか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示期間は定めません。</li> <li>・現在想定している掲示エリアは首都圏ですが、それ以外のエリアにも掲示する可能性はありますので掲示エリアについて限定はしません。</li> </ul>
9	2月19日	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県の物品等競争入札参加資格者名簿に登載はされているが、提出書類にある物品等競争入札参加資格審査結果通知書を紛失したため添付できないがどうすれば良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課までお電話ください。</li> </ul>
10	2月19日	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画ご提案書のページ数の制限はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありません。</li> </ul>